

令和6年度 越年資金のご案内について

1. 概要

義務教育終了前の交通遺児、または重度後遺障害を負われた方の義務教育終了前のお子様がいる、特に生計が苦しいご家庭に対して、新年を迎えるにあたり、生活資金を必要とする場合に支給する制度です。

下記、支給要件にすべて該当する方は、**別紙**に記載の提出書類を期限までに郵送にて当基金までご提出ください。

※今年度の世帯・収入状況を審査をした上での支給となります。

2. 支給要件（※下記(1)～(4)の要件すべてに該当する方）

- (1) 主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡、または、重度の後遺障害(※1)が残った者の家庭。
- (2) 義務教育終了前のお子様がいる家庭。
- (3) 住民税又は所得税が非課税の世帯。または非課税相当世帯であること(※2)
- (4) 現在、生活保護を受けていないこと。

(※1) 重度の後遺障害：自動車損害賠償保障法施行令 別表第1 または 別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級に該当する方。

(※2) 非課税相当世帯：課税額が**別表**に記載の計算式で算出した額の範囲内であること。

3. 支給金額

30,000円（義務教育終了前のお子様1人につき）

4. 申し込み期限

令和6年11月 11日（月） 必着 [期限厳守]

5. 支給期日

令和6年12月 9日（月） 予定

6. 提出書類 ※ **別紙** の用紙をご覧ください

7. 提出郵送先・お問い合わせ先

〒102-0083

千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階

(公財) 交通遺児等育成基金 支援給付事業係 宛

お問い合わせはこちら (※ 今後、案内が不要の場合もご連絡ください)

TEL(フリーダイヤル) : 0120-16-3611 FAX : 03-3237-8931

E-mail : sien@kotsuiji.or.jp (右記 QR コード)



メールアドレス

■ 注意事項 (必ずご一読ください)

- ※ 当該事業について、過去にお申込みをされたことがある方についても、本年度の収入や世帯状況を審査するため、別紙に記載されている必要書類は毎回必ず全てご提出ください。
- ※ 住民票は必ず申込用紙の申込者と「世帯の状況欄」に記入したご家族全員分が記載されたものをご提出ください。対象のお子様と別居している場合についても、それぞれ住民票を取得してください。記載がない場合は追加提出のご連絡をいたしますのであらかじめご承知おきください。
- ※ 単年度ごとの事業のため、過去にさかのぼっての支給はできません。
- ※ 同案内が重複して届いた場合は、いずれか 1 通の申込用紙を使用の上、必要書類と併せて当基金までご提出ください。
- ※ 書類不足不備等が発生した場合、個別にご連絡いたします。そのため、当法人業務時間内にて連絡可能な連絡先を必ずご記入ください。
- ※ ご提出いただいた書類一式につきましては返却をしておりませんのであらかじめご了承ください。
- ※ 当事業の申し込みは期限厳守になります。やむを得なく期限を過ぎてしまう場合は、必ず事前に「支援給付事業係」までご一報ください。事前連絡なしの上、期限後に提出されたものについては、一切お受けしかねますのでご注意ください。
- ※ 入学支度金、進学等支援金の申し込みについては、該当のご家庭へ別途年明けに郵送でご案内いたします。

別 表

課税がある場合の非課税相当条件について

課税額が以下に記載している計算式で算出した額の範囲内（算出額＞課税額）であれば非課税の扱いとします。

（１） 「源泉徴収票」で確認する場合

【条 件】 下記の計算式の算出額が、令和 6 年度 源泉徴収票の「源泉徴収税額」より多い場合、非課税相当とする。（算出額＞課税額）

【計算式】 $380,000 \text{ 円} \times A \times B$

A = お子様の数（16 歳未満の子のみ）

B = 所得税率（※課税所得額により変動）

（例）義務教育終了前のお子様 2 名、所得税率 5% の場合

$380,000 \times 2 \times 0.05 = 38,000 > \text{課税額}$ となる場合、非課税扱いとなります。

（２） 「課税(非課税)証明書」で確認する場合

（※ 道府県民税・市町村民税）
【条 件】 下記の計算式の算出額が、令和 6 年度(令和 5 年分)課税(非課税)証明書の「年税額」より多い場合、非課税相当とする。
（算出額＞課税額）

【計算式】 $330,000 \text{ 円} \times A \times B$

A = お子様の数（16 歳未満の子のみ）

B = 住民税率（10%）※全国平均値

（例）義務教育終了前のお子様 2 名の場合

$330,000 \times 2 \times 0.1 = 66,000 > \text{課税額}$ となる場合、非課税扱いとなります。

↓ 郵送あて先（提出する際、以下切り取ってご利用ください）

〒102-0083

東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階

（公財）交通遺児等育成基金 支援給付事業係 宛